

## 2 ドイツ

研究官 藤原尚子

## 目 次

はじめに

### 第1 ドイツの概況・刑事司法制度

- 1 概況
- 2 刑事司法制度の概要

### 第2 ヘッセン州における位置情報確認制度

- 1 ヘッセン州の概況・犯罪情勢等
- 2 制度導入の背景・歴史
- 3 制度の概要
- 4 位置確認の方法
- 5 実施体制
- 6 運用実績
- 7 調査研究

### 第3 近年の動向

- 1 バーデン＝ヴュルテンベルク州の状況
- 2 ドイツ全体の状況

おわりに

引用・参考文献

## はじめに

本稿では、ドイツ連邦共和国（以下「ドイツ」という。）における犯罪者等の位置情報確認の制度や実務等を紹介する。

ドイツでは、2000年、ヘッセン州が、フランクフルト地方裁判所管内において、勾留状の執行を猶予された者や自由刑の執行を猶予された者等を対象に、足首に発信機を装着させ、その在宅状況を無線装置によって確認するプロジェクト（「電子足環（Elektronische Fußfessel）プロジェクト」（以下「E F F」という。））を開始した。E F Fは、2007年までにヘッセン州全域で実施されるようになり、2010年からは、バーデン＝ヴュルテンベルク州が、自由刑の代替措置や受刑者の社会復帰準備のための釈放措置として、無線装置を用いて在宅状況を確認する試みを開始した。また、全国的な動きとしては、2011年1月1日に施行された法律によって刑法の一部が改正され、行状監督の際に、裁判所が対象者に電子機器の装着を指示できることが明文化された。これにより、これまで電子機器を用いたモニタリングについて実績のなかった州においても、導入に向けた検討が行われている。

本稿では、位置情報確認制度について最も長い実績を有し、現地調査を実施したヘッセン州の状況を中心に紹介するが、まず、第一に、ドイツの概況及び刑事司法制度を概観し、次にヘッセン州における犯罪情勢やE F Fの運用状況について述べる。そして最後に、近年の動向として、前記のバーデン＝ヴュルテンベルク州の状況及び刑法の一部改正について若干触れることとする。

なお、ヘッセン州に係る本稿の内容は、特に断りのない限り、筆者がドイツに訪問した2010年11月末現在のものであり、本稿中、意見にわたる部分は、筆者の私見であることを申し添える。

## 第1 ドイツの概況・刑事司法制度

### 1 概況

ドイツは、16の州（旧西ドイツ10州、旧東ドイツ5州及びベルリン州）から成る連邦共和制の国家である。国土は、約35.7万平方キロメートル（日本の約9割）であり、総人口は、2008年末現在、約8,200万人（日本の約6割）である。国家元首は、連邦大統領であり、連邦政府は、連邦首相及び連邦大臣から成る。議会は二院制であり、議員が国民の選挙によって選ばれる連邦議会と、各州の代表（州首相及び州の閣僚）により構成される連邦参議院がある<sup>1</sup>。

連邦と州は、それぞれ立法・行政・司法について権限を有しており、その権限の配分については、ドイツ連邦共和国基本法（Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland）（以下「基本法」という。）に規定されている。立法については、連邦が、外交、国籍、通貨等に

1 外務省ホームページによる（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/germany/data.html>）。

関する事項について専属的な立法権を有し（基本法第73条）<sup>2</sup>、州は、民法、刑法、労働法等について、連邦が立法権を行使していない範囲において立法権を有する（基本法第72条、第74条）。行政については、州が主に担当しており、基本法に特段の規定又は許可のない限り、州法だけでなく、連邦法についても、州が執行することとなっている（基本法第83条）。司法権は、連邦憲法裁判所、その他の連邦裁判所及び州の裁判所によって行使されるが（基本法第92条）、州の裁判所は、下級審裁判所である。

## 2 刑事司法制度の概要

### （1）基本的事項

ドイツは連邦制国家であり、各州が司法省、検察局、裁判所等の司法機関を有し、各州の実情に応じて、独自の刑事司法制度の運用を行っている。ただし、刑事司法の根幹をなす刑法は、前記のとおり基本法上は連邦に専属的な立法権がないものの、連邦法としてドイツ刑法典（Strafgesetzbuch）（以下この章において「刑法」という。）が存在し、ドイツ刑事訴訟法（Strafprozessordnung）（以下この章において「刑事訴訟法」という。）と共に、すべての州で適用されている<sup>3</sup>。

### （2）刑罰等

刑法<sup>4</sup>では、有責になされた犯罪に対して、その不法の程度に限定して科される刑罰と、責任相当の刑罰ではさらなる犯罪行為を防止できないと予測される場合に科される改善及び保安処分を規定している<sup>5</sup>。刑罰には、自由刑、罰金刑、資産刑<sup>6</sup>及び付加刑<sup>7</sup>があり、改善及び保安処分には、自由の剥奪を伴う処分である精神病院への収容、禁絶施設<sup>8</sup>への収容及び保安監置<sup>9</sup>のほか、自由の剥奪を伴わない処分である行状監督、運転許可の取消し及び職業禁止がある。

以下では、位置情報確認制度と関係の深い自由刑及び行状監督について説明する。

#### ア 自由刑

自由刑には、有期と無期があり、有期自由刑は、1月以上15年以下である。無期自由刑が定められている罪には、連邦に対する内乱、死亡結果を伴う性的強要・強姦、謀殺等がある。ドイツにおける受刑者の刑期別構成比を見ると、次頁の2-1-1図のとおりであり、刑期

2 連邦法は、連邦議会及び連邦参議院の議決により制定される。

3 ドイツにおける刑事責任年齢の下限は14歳であり、14歳以上18歳未満の少年及び18歳以上21歳未満の青年の犯罪に関しては、少年裁判所法（Jugendgerichtsgesetz）によって、刑罰等が規定されている。

4 刑法は、法務省大臣官房司法法制部（平成19年）『法務資料 第461号 ドイツ刑法典』（2006年3月1日現在の刑法を収録）を参考にしている。

5 イェシエック＝ヴァイゲント（西原春夫監訳）（1999）『ドイツ刑法総論第5版』639頁

6 資産刑は、罰金刑の特別形態であり、集団での売春あっせん、犯情の重い集団窃盗等の組織犯罪について、無期自由刑又は2年以上の有期自由刑が科せられる場合に併科されるもので、行為者の資産価値を計算して支払額が言い渡される。

7 付加刑には、「運転禁止」があり、自動車運転の際若しくはこれに関連して、又は、自動車の運転者としての義務に違反して行われた犯罪行為を理由として、自由刑又は罰金刑を言い渡された者は、1月以上3月以下の期間、あらゆる種類の自動車等の運転が禁止される。

8 禁絶施設は、アルコール依存や薬物依存の者のための治療施設である。

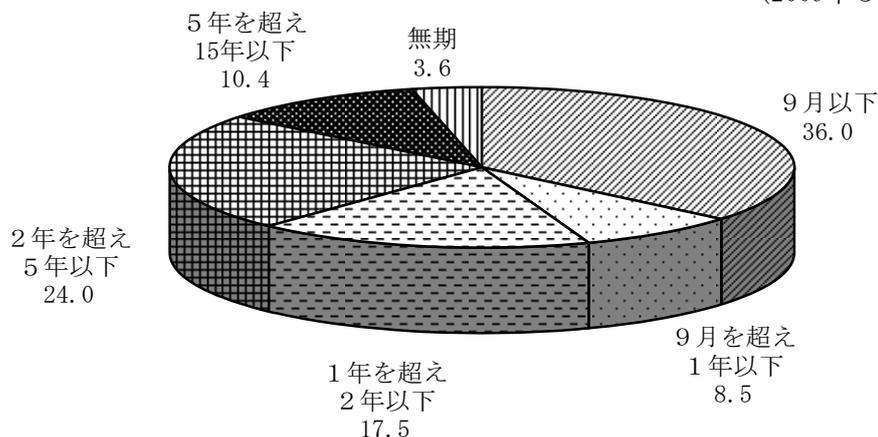
9 保安監置は、自由刑の執行終了後において更に重大な犯罪を行うおそれのある者について、その者から社会を防衛するため、自由刑の執行終了後も更にその者を拘禁する処分である。詳細は、法務総合研究所（2008）『研究部報告38 諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究 -フランス、ドイツ、英国、米国-』（88-94頁）参照。

1年以下の者が約45%を占めている。

なお、ドイツにおいて、有罪となった者のうち自由刑を受ける者の比率は2割程度であり、刑罰のうち大半を占めているのは罰金刑である（2009年：自由刑18.5%，罰金刑81.5%）<sup>10</sup>。

2-1-1図 ドイツにおける受刑者の刑期別構成比

(2009年3月31日現在)



- 注 1 Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 2010による。  
2 総数は、55,043人である。

### (ア) 刑の執行猶予<sup>11</sup>

1年以下の自由刑を言い渡す場合において、有罪を言い渡される者が、刑の執行がなくても再犯のおそれがないと期待できる場合は、その人格、前歴、行為の事情等を考慮した上で、刑の執行が猶予される。また、有罪を言い渡される者の人格の総合評価により特別な事情が存在するときは、1年を超え2年以下の自由刑を言い渡す場合においても、刑の執行を猶予することができる（刑法第56条）。

執行猶予期間は、2年以上5年以下であり（刑法第56条a）、裁判官は、執行猶予を言い渡される者に対して、損害賠償のための遵守事項を課することができるほか（刑法第56条b）、その者の再犯防止のため、居住や職業教育、就労、自由時間等について指示（Weisung）を与えることができる（刑法第56条c）（下線部は、ヘッセン州における位置情報確認制度の根拠となる箇所である。以下この章において同じ。）。また、同期間中、再犯を防止するために必要と認められる場合は、その全部又は一部の期間、保護観察官の監督と指導に付す。保護観察官は、裁判所に配置されており、援助的かつ保護的に、有罪を言い渡された者の側に立って、遵守事項や指示等が守られているかを監督し、その行状について裁判官に定期的に

10 Statistisches Bundesamt Deutschland (<http://www.destatis.de>)による。

11 ドイツにおける「刑の執行猶予（Strafaussetzung zur Bewahrung）」は、刑法第56条dに基づき執行猶予者が保護観察官の監督と指導に付されない限り、日本における単純執行猶予に相当することから、直訳すると「保護観察のための刑の執行猶予」となるが、本稿では「保護観察のための」は訳出しない。

報告する（刑法第56条 d）。

なお、執行猶予中の者が、同期間中に犯罪行為をし、それによって執行猶予の根拠となった期待が満たされないことが明らかとなった場合や、裁判所の指示に著しく違反したり保護観察官の監督・指導を執拗に拒否するなどして新たに犯罪行為を行う危惧が生じた場合などには、執行猶予が取り消される。ただし、更なる遵守事項又は指示を与えることや、保護観察官の監督及び指導に付すこと、執行猶予期間又は保護観察官による監督期間の延長の措置をとることで十分である場合には、取消しを中止する（刑法第56条 f）。

なお、2009年における自由刑の言渡しを受けた者に占める執行猶予者の比率は、71.8%であり、ドイツにおいては自由刑の判決を受けた者の大半が執行猶予となっている<sup>12</sup>。

### （イ）残刑の執行猶予

自由刑の執行を受けている者は、一定期間の刑の執行が終了すると、諸条件を考慮した上で、残刑の執行が猶予される。有期刑受刑者については、科せられた刑の3分の2（ただし2月以上）の執行を終え<sup>13</sup>、社会の安全という利益を考慮した上で執行猶予に責任を持つことができ、かつ本人が同意した場合に、残刑の執行が猶予される。その際には、本人の人格、前歴、行為の事情、執行中の態度、執行猶予により期待し得る効果等が考慮される（刑法第57条）。無期刑受刑者については、15年の刑の執行を終え、受刑者の責任が特に重いことにより更なる執行が要求されるわけではなく、かつ、有期自由刑と同様に本人の同意等の諸要件を満たす場合に、残刑の執行が猶予される（刑法第57条 a）。

なお、ドイツにおいては、個人の自由の剥奪については裁判官が決定権を有しており<sup>14</sup>、残刑の執行猶予の決定は、裁判所が行っている。

残刑の執行猶予の実施に当たっては、遵守事項の定め、裁判所の指示、保護観察官の監督と指導、取消し等について、刑の執行猶予の規定が準用される（刑法第57条）。

### イ 行状監督

行状監督は、自由刑の執行終了後、更に犯罪を犯すおそれがある者等について、その犯罪を予防するため、一定の期間、行状監督所（Aufsichtsstelle）<sup>15</sup>により生活を監督する処分であり、裁判所が裁量で言い渡すもの（刑法第68条）と、法律上当然に生ずるもの（刑法第68条 f）がある。前者は、法律の定める一定の犯罪により、6月以上の有期自由刑を科されたこと及びその者が将来犯罪行為を行うおそれがあることを要件に、刑に併せて命ずることができるものであり、後者は、故意の犯罪行為を理由として2年以上の自由刑が完全に執行されたときや、一定の犯罪行為を理由として1年以上の自由刑が完全に執行されたときなどに、釈放と同時に開始するものである<sup>16</sup>。また、保安監置<sup>17</sup>が10年間執行されたときで、裁判所が、

12 Statistisches Bundesamt Deutschland (<http://www.destatis.de>)による。

13 当該受刑者が初めての自由刑の受刑であり、その刑期が2年以下であるとき、又は、特別な事情のあるときは、有期自由刑の2分の1（ただし6月以上）の執行を終えた者も対象となる。

14 基本法第104条第2項において、自由の剥奪の許否及び継続については、裁判官のみが決定するものと規定されている。

15 行状監督所は、各地方裁判所に置かれている組織であり、裁判官や上級公務員を長とし、ソーシャルワーカーや上級・中級の公務員で構成されている。

16 詳細は、法務総合研究所（2008）『研究部報告38 諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究 -フランス、ドイツ、英国、米国-』（94-97頁）参照。

被収容者がその習癖の結果として被害者の精神又は身体を著しく侵害する重大な犯罪行為を行うおそれがないと判断して保安監置の終了を宣告した場合にも、その終了と同時に行状監督が開始する（刑法第67条d）。

行状監督を言い渡された者は、前記のとおり、行状監督所の監督に付されるが、加えて、裁判所は、行状監督の期間中、対象者に保護観察官を付ける。保護観察官は、援助的かつ保護的に対象者の側に立ち、行状監督所は、保護観察官の助力を受けながら行状監督を言い渡された者の態度及び指示の履行を監督する（刑法第68条a）。また、裁判所は、行状監督所の許可なく居所等を離れないことや、就労、自由時間等について指示を与えることができる（刑法第68条b）。

行状監督の期間は、2年以上5年以下であるが、行状監督を言い渡された者が、刑の執行猶予の際に治療を受ける指示に同意しなかった場合や、同指示に従わなかった場合であって、かつ重大な再犯をするおそれがあるとき、裁判所は、期限の定めのない行状監督を命じることができる（刑法第68条c）。

なお、行状監督を受けている者が、行状監督に付されていなくても再犯しないであろうことが期待できるとき、裁判所は、行状監督を中止する（刑法第68条e）。

## 第2 ヘッセン州における位置情報確認制度

### 1 ヘッセン州の概況・犯罪情勢等

#### (1) 基本情報

ヘッセン州は、ドイツの中央部に位置する州であり、2008年末現在、面積は約2.1万平方キロメートル（16州中7番目に広い）、人口は約610万人<sup>18</sup>（16州中5番目に多い）である。州都は、南西部に位置するヴィースバーデンであり、経済の中心地は、南部に位置するフランクフルトである。

#### (2) 犯罪情勢等

次頁の2-2-1図は、ドイツ全体及びヘッセン州における交通犯罪及び国防に関する犯罪（Staatsschutzdelikte）を除く犯罪の認知件数及び検挙率の推移（1994年から2009年までの16年間）を見たものである。ドイツ全体の動向とヘッセン州の動向に大きな違いはなく、認知件数は、おおむね横ばいの状態であり、検挙率は、上昇傾向にある。

なお、2009年における犯罪の発生率（人口10万人当たりの認知件数）は、全国では7,383であるが、ヘッセン州では6,711であり<sup>19</sup>、ヘッセン州は全国に比べると低い。

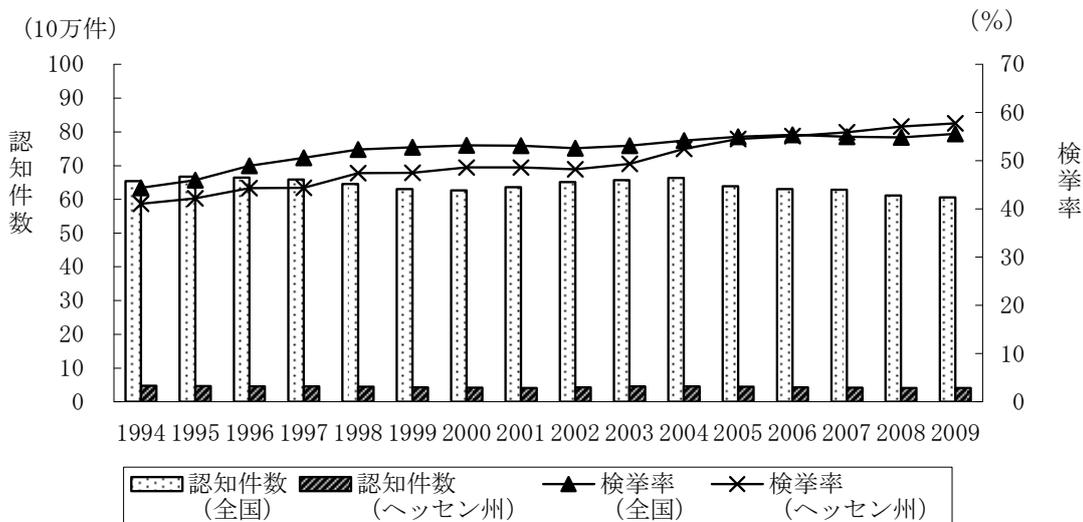
17 保安監置については、脚注9参照。

18 Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 2010による。

19 Polizeiliche Kriminalstatistik 2009による。

### 2-2-1 図 認知件数・検挙率の推移

(1994年～2009年)



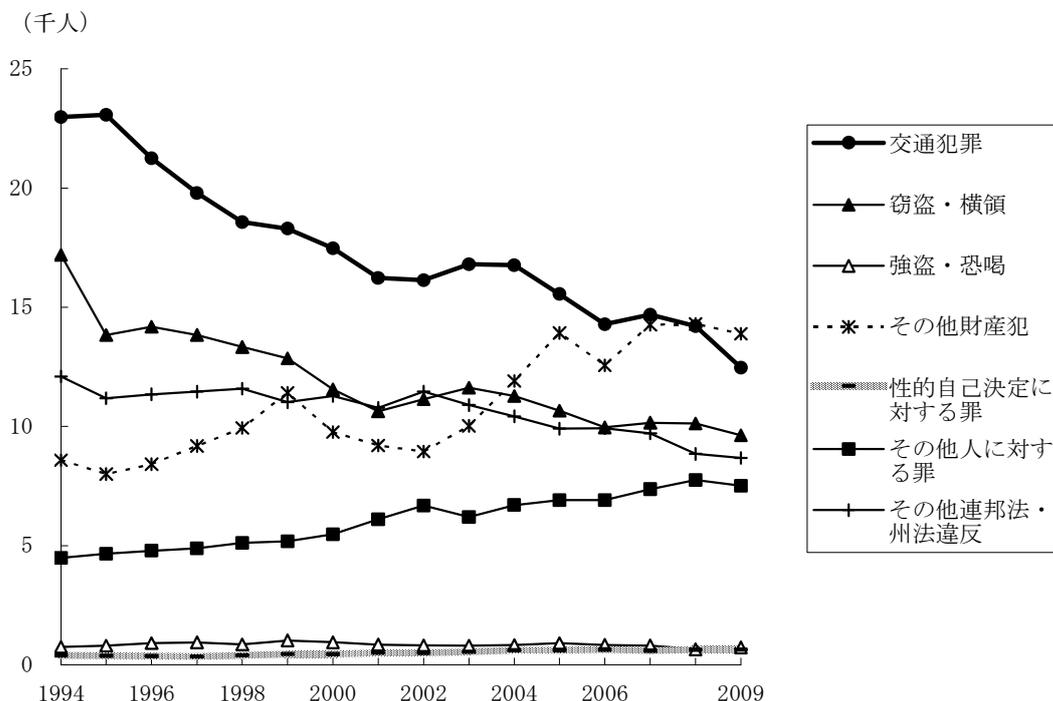
注 全国の数値は、Polizeiliche Kriminalstatistikにより、ヘッセン州の数値は、Polizeiliche Kriminalstatistik 2010 des Landes Hessen による。

次頁の2-2-2 図は、ヘッセン州における罪種別有罪人員の推移（1994年から2009年までの16年間）を見たものである。交通犯罪及び窃盗・横領が減少し、その他財産犯及びその他人に対する罪が増加傾向にある。

なお、2009年における有罪人員の総数は53,541人であり、女子の占める比率は18.9%であった。

## 2-2-2図 ヘッセン州における罪種別有罪人員の推移

(1994年～2009年)



注 1 Statistik-Hessenによる。

2 「有罪 (Verurteilte)」は、刑事責任年齢 (14歳) に達している者が、刑法による刑罰又は、少年刑法による少年刑 (Jugendstrafe)、懲戒処分 (Zuchtmittel)、若しくは教育措置 (Erziehungsmaßregeln) を受けたことをいう。

3 「その他財産犯」は、詐欺、背任等である。

4 「その他人に対する罪」は、謀殺、故殺、傷害等である。

5 「性的自己決定に対する罪」は、強姦、14歳未満の者に対する性的虐待等である。

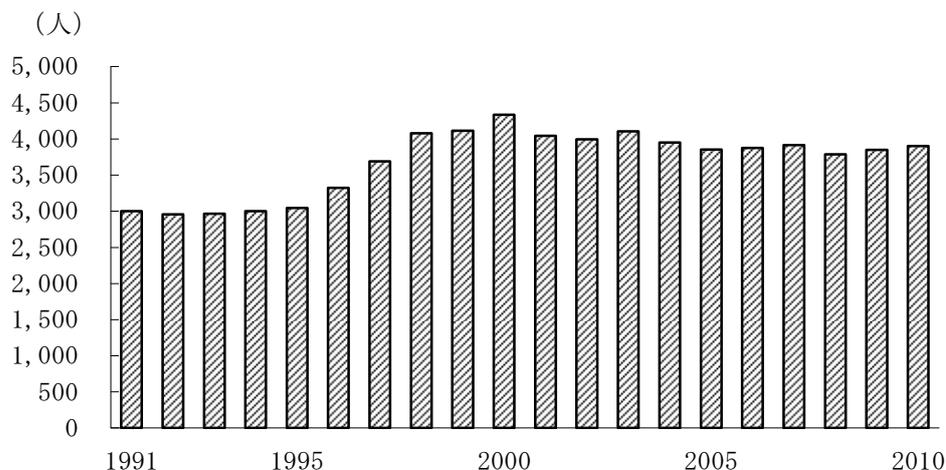
## 2 制度導入の背景・歴史

ドイツにおいては、1990年代半ばから、ドイツ行刑法を改正し、自由刑の代替措置として電子機器を用いた在宅拘禁を導入することについての議論が行われていた。1990年代後半には連邦参議院から改正法案が提出され、連邦議会において審議が行われたが、結局、この構想は実現には至らなかった。こうした状況の中、ドイツで唯一、電子機器を用いた犯罪者の社会内処遇に踏み切ったのがヘッセン州であるが、その背景には、刑務所の被収容者数の増加があった。次頁の2-2-3図は、同州における受刑者数の推移を見たものである。1990年代半ばから2000年にかけて、受刑者数が大幅に増加しており、同州は、早急にこれに対応する必要があった。また、未決勾留者についても、推定無罪の者の身柄を拘束して社会的・経済的不利益を与えるべきではないという議論があり、改善策を講じる必要があった。電子機器を用いた社会内処遇は、アメリカ合衆国やスウェーデン王国における実践から、刑務所の負担を軽減することができるだけでなく、対象となった者への教育的な効果も期待できたことから、同州において、導入に向けての本格的な検討が行われることとなった<sup>20</sup>。

20 Helmut Fünfsinn (2009) 及びヘッセン州司法省担当者からの聞き取りによる。

### 2-2-3 図 ヘッセン州における受刑者数の推移

(1991年～2010年)



- 注 1 Statistik-Hessenによる。  
 2 毎年3月31日現在の人員である。

検討の過程では、罪を犯した者が自宅で生活を継続することへの疑問や、私生活を24時間監視するのは人権上問題ではないかとの懸念も示された。そのため、対象者については、重い罪を犯した者を除くこととし、モニタリングの方法も、GPS機器を用いてリアルタイムで位置を追跡するもの（以下この章において「GPS方式」という。）ではなく、無線電波装置（Radio Frequency）を用いて決められた時間に定められた場所にいるかどうかのみを確認するもの（以下この章において「RF方式」という。）が採用されることとなった。

EFF（電子足環プロジェクト）は、2000年5月から2年間、フランクフルト地方裁判所管内においてモデル・プロジェクトとして試行された。同期間中、刑の執行猶予者等45人が対象となったが、うち34人が取消し等の措置をとられることなく終了した<sup>21</sup>。この試行結果を受け、2002年5月、EFFをヘッセン州全域で使用していくことが決定され<sup>22</sup>、2003年以降、活用する裁判所が順次拡大し、2007年には同州内のすべての地方裁判所管内で導入された。

なお、詳細は後述するが、EFFは、従来から存在する刑事司法制度の枠組みの中で実施可能な制度であったことから、導入当時、新規立法は行われていない。対象者の選定基準や機器の使用方法等の制度の詳細については、司法省職員が各地方裁判所に赴いて説明を行い、周知が図られた<sup>23</sup>。

21 Max-Planck-Institut “Evaluation eines Modellprojekts zum Einsatz der elektronischen Fußfessel (Hessen)” (研究期間：2000年～2004年)

22 Wolfram Schädlér (2003) The Hessian Pilot Project on Electronic Monitoring in Frankfurt, Germany. In Mayer, M., Haverkamp, R. & Lévy, R. *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?*, Max-Planck-Institut (p. 163)

23 ヘッセン州司法省担当者からの聞き取りによる。

### 3 制度の概要

#### (1) E F Fの適用範囲・根拠法令

E F Fは、対象者を、保護観察官の監督の下、外出・帰宅時間等を定めた週間計画に従うことを条件として、電子機器によってその遵守状況を確認しながら社会内で生活させるものであり、次の措置がとられる者について、適用が検討される。

- ① 勾留状の執行猶予<sup>24</sup>（刑事訴訟法第116条第1項）
- ② 刑の執行猶予<sup>25</sup>（刑法第56条c第2項）
- ③ 残刑の執行猶予<sup>26</sup>（刑法第56条，第56条f，第57条）
- ④ 行状監督<sup>27</sup>（刑法第68条b第1項）
- ⑤ 恩赦<sup>28</sup>（ヘッセン州恩赦規則第19条）

上記の括弧内に示したのは、E F Fの根拠とされている法令であるが、各条文には、対象者に対して電子機器を用いてモニタリングを行うことができる旨が明記されているわけではない<sup>29</sup>。定められているのは、裁判官が各措置の実施に当たって対象者に与える指示に関する事項であり、その指示の内容は、「裁判官の許可なく居住地等を離れてはならない」といった住居に関するものや、労働、自由時間等に関するものである。つまり、E F Fは、このような裁判所の指示が遵守されていることを確認する手段として位置付けられており、電子機器という新たな手法を用いてはいるが、従来からある「裁判所の指示」という枠組みの中で実施されているものである。

#### 【少年行刑における活用】

ヘッセン州においては、新たに、E F Fを少年行刑において活用していく動きがある。2006年の連邦制度改革によって刑の執行に係る立法権が連邦から州に移行したことに伴い、2008年1月1日、ヘッセン州少年行刑法（Hessisches Jugendstrafvollzugsgesetz）が施行され、その第16条第3項において、少年受刑者の社会復帰準備のための釈放措置の際にE F Fを使用できることが規定された。釈放措置は、社会復帰の円滑化を図るため、受刑者を残刑の執行猶予等による出所前に社会内で生活させるものであり、実施を決定するのは、裁判所ではなく刑事施設である。実施に当たっては、受信機を設置できる住居があることや、通学や就労等の有意義な日常活動を少なくとも週25時間行うことなどが条件となり、本人及び同居する成人の同意のほか、本人が未成年の場合は保護者の同意も必要となる<sup>30</sup>。

24 勾留状の執行猶予は、実質的には日本における保釈に当たる。勾留状の執行は、勾留状が逃亡のおそれに基づいて発せられている場合において、その執行よりも緩やかな処分勾留の目的を達成できると期待できる場合に猶予されるが、その処分の一つに、裁判官又は刑事訴訟官庁の許可を受けることなく住所、居所又は特定の地域を離れてはならない旨の指示がある。

25 本章第1の2（2）ア（ア）参照

26 本章第1の2（2）ア（イ）参照

27 本章第1の2（2）イ参照

28 恩赦権は、連邦が第一審において裁判権を行使した事件については連邦が有し、その他の事件については、すべて州政府が有している（刑事訴訟法第452条）。ヘッセン州恩赦規則第19条は、恩赦となった者に対する裁判所からの指示や条件については、刑法第56条b、第56条c及び第56条dによることを規定している。

29 行状監督については、2011年1月1日付けで施行された法律により、指示として電子機器の装着を命じることができる旨が明文化された（詳細は本章第3の2参照）。

30 Helmut Fünfsinn（2009）

なお、2011年10月1日現在、前記法律に基づいてE F Fが運用された実績はない。

## (2) 対象者

### ア 対象者の選定基準

E F Fの対象となるのは、通常であれば拘禁という選択肢しかないが、緊密な監督や教育的支援があれば、社会内で健全な生活を送ることができると思込まれる者である。

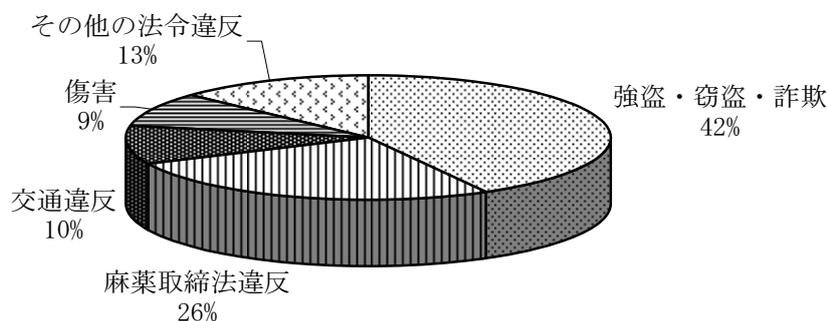
E F F対象者の選定基準には、現在、厳密に統一されたものはないが、モデル・プロジェクト実施時の基準は次のとおりであり、現在もおおむねこれに沿った判断がなされている<sup>31</sup>。

- ・ 監督を受けること及び週間計画に従うことについての本人の同意があること<sup>32</sup>
- ・ 同居予定の家族（成人）の同意があること
- ・ 少なくとも週20時間、就労、就学等の意義のある日常活動を行うことができること
- ・ 一定の住居があること
- ・ 固定電話があること
- ・ 深刻な薬物依存がないこと
- ・ 深刻なアルコール依存がないこと

上記の基準のうち、固定電話の保有状況については、技術の進歩により、現在は、固定電話を有していなくても実施できるようになっている（詳細は第2の4参照）。また、薬物依存がある者についても、機械的に対象外とするのではなく、薬物依存に関するプログラムの受講を条件としてE F Fの対象とするケースもあるなど、実情に応じて変化してきている部分もある。

なお、選定基準として罪名による制限はなく、E F F対象者の罪名別の構成比を見ると、2-2-4図のとおりとなっている。

2-2-4図 E F F対象者の罪名別構成比



注 ヘッセン州司法省の資料 Elektronische Fußfessel · Das Modellprojekt in Hessen (2010) による。

31 Markus Mayer (2007)

32 同意しなければ拘禁されるため、不同意の者はほとんどいないが、生活時間を厳しく管理されることに耐えられないという理由で拒否する者もいる（フランクフルト地方裁判所E F F担当者からの聞き取りによる。）。

## イ 決定過程

前記(1)の各措置のうち、E F Fが活用されている主な措置は、勾留状の執行猶予、刑の執行猶予及び残刑の執行猶予であり<sup>33</sup>、ここでは、これらの措置においてE F Fの対象者が決定するまでの流れを紹介する。

### ① 勾留状の執行猶予<sup>34</sup>

勾留状の執行を猶予される者については、通常、所在不明となっていないことを確認するため、裁判所により、2週間に1回程度の警察への出頭が義務付けられるが、それのみでは逃走を防止するのに十分ではないか、又は、より密接な管理や指導が必要であると考えられた場合に、E F Fの対象とすることが検討される。裁判官又は検察官は、E F Fの候補となった者が選定基準を満たすかどうかについて、裁判所に配置されているE F F担当の保護観察官(以下「E F F担当者」という。)に対して適合調査を依頼する<sup>35</sup>。E F F担当者は、7日以内に居住状況や本人及び同居の家族の同意等についての調査を実施し、その結果を裁判官に提出する。裁判官は、調査結果を検討し、E F Fの対象とすかどうかの最終決定を下す。

### ② 刑の執行猶予

執行猶予判決の前には、裁判所に配置されている保護観察官が、被告人の人物調査を行うこととなっているが、それを検討した裁判官が、当該被告人がE F Fの対象者として適しているのではないかと考えた場合に、E F F担当者による適合調査が行われる。また、この適合調査は、検察官の依頼によっても行われる。E F F担当者は、約1週間で調査を行い、E F Fの対象とすることについての適・不適の意見を付して裁判官に報告書を提出する。裁判官は、E F F担当者の意見を尊重しつつ最終判断を行い、E F Fの対象とすかどうかを決定する。

なお、E F Fは、執行猶予の開始当初から実施されるだけでなく、通常の執行猶予の対象者が裁判所の指示や遵守事項に従わないなど執行猶予の条件から逸脱しそうな状態にあるとき、更なる指示として途中から実施することもある(執行猶予の取消しを回避するための更なる指示(刑法第56条f))。

### ③ 残刑の執行猶予

刑務所において刑の執行を受けている者については、刑期の3分の1から2分の1の執行が終了する頃、保護観察官が、当該受刑者の残刑の執行猶予の手續に必要な社会レポートを作成して裁判官に提出することとなっている。その際、保護観察官が、当該受刑者についてE F Fの対象とすることが適当であると考えた場合は、同レポートにその旨を記載する。同レポートを検討した裁判官が、当該受刑者をE F Fの対象とすることが適当であると考えた場合は、E F F担当者に適合調査を依頼する。また、残刑の執行猶予の決定には、検察官も

33 E F Fの実施状況については、「6 運用実績」参照。

34 勾留状の執行猶予の概要については、脚注24参照。

35 E F Fを活用することについての提案は、弁護士も行うことができるが(他の措置についても同じ。)、E F F担当者に対する適合調査の実施依頼を行うことができるのは、裁判官又は検察官のみである。

関わっており<sup>36</sup>、検察官が適当と考えた場合もE F F担当者に適合調査を依頼することができる。裁判官は、適合調査の結果を踏まえて最終決定を行う。

### (3) E F Fの実施

E F Fを実施することが決定した場合、E F F担当者は、対象者に対し、改めてE F Fの目的や期間中に遵守すべき事項等を説明する。その後、対象者とともに、対象者の今後の就労や通学等の生活設計を考慮しながら、週間計画を作成する。対象者は、E F Fの期間中、就労、就学、治療等、意義のある日常活動を行うことが求められ、同計画においては、外出時間、外出先、活動内容、帰宅時間、自由時間<sup>37</sup>等が定められる。対象者はこれを遵守しなければならないが、同居者にも協力が求められる。E F Fの実施期間中、対象者に就労状況等の変化等があった場合、同計画は、必要に応じて変更される。

週間計画の遵守状況の確認は、外出・帰宅時間だけでなく、外出先の状況についても行われる。前者については電子機器によって把握することができるが、後者については、電子機器によっては把握できないことから、それについては、E F F担当者が、外出先として予定されている職場や病院等に直接確認する。ただし、対象者がE F Fの対象となっていることを職場等に知られるのを望んでいない場合は、給与明細や診察記録等によって確認する。

E F F実施期間中、E F F担当者は、対象者と1週間に1回は面談して生活状況を把握し、裁判所に報告書を提出することとなっている。通常、刑の執行猶予(残刑の執行猶予を含む。)において保護観察官による監督と指導に付された場合(刑法第56条d)、保護観察官が対象者と接触するのは4～10週間に1回程度であり、それと比較すると、E F Fでは、相当密度の高い監督が行われているといえる。

### (4) E F Fの終了・中止

E F Fの実施期間については、標準期間が決まっているわけではなく、刑の執行猶予(残刑の執行猶予を含む。)におけるE F Fの場合、終了の決定は、裁判官が、E F F担当者から週1回提出される報告書を検討し、E F Fがもはや不要であると判断したときに行う。実績を見ると、実施期間は、刑の執行猶予では4月～6月間が多く、残刑の執行猶予では1年が多いとのことである。勾留状の執行猶予の際のE F Fについては、標準的な期間はないが、最長は、否認によって裁判が長期化したもので2年半とのことであった<sup>38</sup>。E F Fが刑の執行猶予及び残刑の執行猶予において行われている場合、終了後は、刑法第56条dに基づく保護観察官による通常の監督と指導が行われるが、多くの場合、E F F実施時に対象者を担当していた保護観察官が、引き続き担当する。

E F Fの中止については、裁判官が、E F F担当者から提出された週間計画の不遵守等に

36 残刑の執行猶予の決定に当たっては、検察官、刑の言渡しを受けた者及び刑事施設の意見を聴かなければならないとされている(刑事訴訟法第454条)。

37 外出していても在宅していてもよい時間であり、期間中の行状に応じて増減される。自由時間は、外出・帰宅時間の前又は後にも15分程度設定されており、例えば17:00に帰宅する予定だったのが実際には17:10となっても違反とならないようになっている。

38 E F Fの実施期間については、ヘッセン州司法省担当者からの聞き取りによる。なお、勾留状の執行猶予におけるE F Fの実施期間については、長期化する場合もあり、終了時期が不明確なまま発信機を装着させ続けることを問題視する意見もある(Markus Mayer (2007))。

関する報告書を検討して決定する。E F Fが中止となり、刑の執行猶予や勾留状の執行猶予が取り消された場合は、施設内における刑の執行や勾留状の執行が行われる。

E F F開始当初は、週間計画の不遵守には厳しく対処し、すぐに中止の措置を講じていたが、現在は、対象者を十分に指導することによって対応することが多いとのことである。

#### 4 位置確認の方法

ヘッセン州において使用されているモニタリング方式は、R F方式であり、2010年11月末現在、G P S方式は用いられていない。

E F Fの実施に当たって必要な主な機器・設備には、まず、対象者の足首に装着する発信機（次頁写真1）及び居住地に設置する受信機（次頁写真2）がある<sup>39</sup>。発信機は、一定の間隔で信号を発するものであり、特殊な器具を用いなければ取り外すことはできない。受信機は、居住地に設置され、発信機からの信号を受信するが、信号を受信できれば対象者が在宅、受信できなければ不在と認識される。受信機は、受信した情報を、携帯電話回線により、ヘッセン州データ処理センター（Hessische Zentrale für Datenverarbeitung。以下この章において「HZD」という。）<sup>40</sup>のコンピュータに送信する。同コンピュータは、受信した情報とあらかじめ入力されている週間計画に基づく在・不在の状況が一致するかどうか照合し、一致しなければ、ショートメッセージサービスにより、待機サービス（詳細は第2の5参照）に通知する。通知される情報には、そのほかに、発信機内蔵のバッテリー（耐用年数は2年）の電圧の低下や、発信機のベルトの切断等がある。

なお、受信機については、E F F開始当初は固定電話回線を利用して情報を送信していたが、この方式では、固定電話を持たない者を対象にすることができず、また、対象者が電話料金を支払わないためにモニタリングが継続できなくなるなどの問題が生じたことから、技術の進歩もあって携帯電話回線を利用する方式を導入した。そのため、現在では、電気を使用できる環境であれば、ホームレス用のテントや仮設住宅であっても設置可能となっている。また、受信機には耐用日数2日のバッテリーが内蔵されており、電気がない場所において暫定的にE F Fを開始することもできる。

39 機器のメーカーは、Elmo Tech Ltd.である。

40 ヘッセン州データ処理センターは、1989年、ヘッセン州の行政データを扱う機関として州都ヴィースバーデンに設置され、1990年、司法関連のデータを扱う支部がヒューンフェルトに設置された。E F F関連データを取り扱っているのはヒューンフェルトの支部であり、支部に勤める約100人の職員のうち2人がE F Fの専任である。業務としては、機器の取付けのほか、故障への対応、週間計画の変更への対応等を行っている。

【写真1：発信機】

【写真2：受信機】<sup>41</sup>

E F Fの開始時には、E F F対象者を担当する保護観察官だけでなく、HZDの技術者がE F F対象者の居住地に赴いて、対象者の足首への発信機の装着と、居住地への受信機の設置を行う。HZDの技術者がセッティングを行うのは、在宅状況について誤報のないように、居住地内のあらゆる場所からの信号が正確に受信できるよう慎重に調整する必要があるためである。HZDは、ヘッセン州のほぼ中央に位置するヒューンフェルトにあり、設置要請があれば、州内のどこであっても2時間以内に到達できる体制を整えている。

E F Fによって得られた位置情報のデータは、HZDにおいて、対象者がE F Fに付されている間だけ保存されている。対象者が何らかの事件の被疑者となり、警察から事件当時の所在を確認するためにE F Fのデータの提供を求められたときは、裁判官が、提供の可否を判断する。ただし、そのような場合は、E F F担当者がE F Fのデータに基づいて証言することで足り、実際に、それで無実が証明されたこともあるとのことであった。

## 5 実施体制

### (1) 人的体制

E F F対象者の監督は、フランクフルト地方裁判所のE F F担当者8人で構成されている待機サービスと、対象者の居住地を管轄する各地方裁判所に配置されているE F F担当者<sup>42</sup>が行っている。前者は、ヘッセン州のE F F対象者全員分の位置情報の把握に関する業務を行い、後者は、管轄する地域のE F F対象者に対する面接等の直接的な指導等を行う。

待機サービスには、ヘッセン州のE F F対象者全員分の週間計画が綴られたファイルとHZDからの各種通知を受け取るショートメッセージ受信機があり、当番（一週間交替）となった1人が、これらを用いて、24時間体制で、週間計画の不履行や機器の不具合等への対応に当たる。また、対象者は、勤務時間の急な変更や交通機関の乱れ等により週間計画どおり行動できなくなった場合、速やかに待機サービスに連絡することとなっており、当番となった者は、そうした連絡も受け付ける。連絡を受けた場合は、当該対象者の週間計画ファイル

41 受信機には電話機能もあり、左端の緑のボタンを押すと待機サービスにつながり、右端の赤いボタンを押すと対象者を監督する地方裁判所のE F F担当者につながる。通話の受信は、発信元にかかわらず受けることができる。

受信機は、自宅に設置されるだけでなく、対象者の生活状況を考慮して、週末の滞在先（家族や交際相手宅）に設置されることもある。また、被害者保護の観点から、E F F対象者が被害者宅に接近した場合に通知がなされるよう被害者宅に設置される場合もある。

42 各地方裁判所の実情に応じて配置されており、総数は不明。

にその旨を記載し、週間計画との不一致を知らせる通知が届いても同計画の不遵守として処理されないようにする。また、HZDから事前の連絡のない週間計画との不一致が通知された場合には、直ちに当該対象者に連絡をとって事情を確認し、注意・指導を行うなど必要な措置をとる。当該対象者に重大な違反があった場合には、速やかに当該対象者の居住地を管轄する地方裁判所のEFF担当者によるその旨を伝達する。1日(24時間)に届く連絡・通知は、50～80件であり、うち30件程度が夜間に届くものであるとのことであった<sup>43</sup>。

## (2) 費用

EFF運用にかかる1人1日当たりの費用は、2009年においては約33ユーロ(約4千円:1ユーロ=120円として換算。以下この章において同じ。)であり、拘禁にかかる1人1日当たりの費用(2008年においては約96ユーロ(約1万2千円))と比べると3分の1程度である<sup>44</sup>。

なお、フランクフルト地方裁判所におけるモデル・プロジェクトの実施に要した費用の総額は、約57.7万ユーロ(約6,900万円)であり、その内訳は、2年間の初期投資が約11.2万ユーロ(約1,300万円)、電子機器を使ったモニタリングが約11.9万ユーロ(約1,400万円)、処遇が約34.7万ユーロ(約4,200万円)であった。<sup>45</sup>

他の国においては、電子機器を用いた位置情報確認制度の対象者が、同制度に係る手数料を支払う場合があるが、ヘッセン州においては、EFF対象者の費用負担はない。

## 6 運用実績

ヘッセン州における運用実績を見ると、運用開始から2011年9月8日までにEFFの対象となった者は938人、うち刑の執行猶予又は残刑の執行猶予が647人、勾留状の執行猶予が289人、その他の措置が2人である<sup>46</sup>。また、現地調査を実施した2010年11月25日現在の対象者数は約80人であったが、2011年9月8日現在の対象者数は103人(刑の執行猶予又は残刑の執行猶予66人、勾留状の執行猶予37人)であり、1日当たりの対象者数が増加している。

なお、これまでのEFF対象者のうち、週間計画の不遵守等により中止となった者の比率は、1割に満たない<sup>47</sup>。

次頁の2-2-5図は、発信機の装着延べ日数の推移を見たものである。各年におけるEFF対象者数が不明であることから、装着日数の増加が、対象者数の増加によるものか、一人当たりの装着期間の長期化によるものか不明であるが、次第に活用されるようになってきている状況がうかがえる。

43 フランクフルト地方裁判所のEFF担当者からの聞き取りによる。

44 ヘッセン州司法省の資料Elektronische Fußfessel -Das Modellprojekt in Hessenによる。

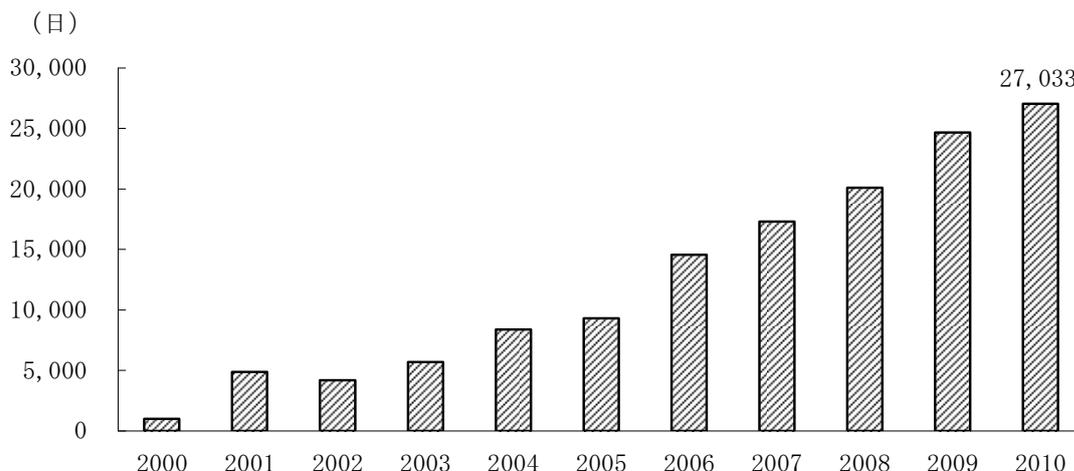
45 Markus Mayer (2004)

46 ヘッセン州司法省の資料Projekt "Elektronische Fußfessel" による。

47 ヘッセン州司法省の資料Elektronische Fußfessel -Das Modellprojekt in Hessenによる。なお、参考までに、ヘッセン州において2009年に刑の執行猶予(残刑の執行猶予を含む。)を終了した者のうち、再犯を理由として刑の執行猶予が取り消された者の比率は、約18%であった(Statistik-Hessenによる)。

## 2-2-5 図 発信機装着日数の推移

(2000年～2010年)



注 ヘッセン州司法省の資料 Electronic Monitoring in Hesse: Past, Present and Future -7th Conference on Electronic Monitoring in Europe による。

## 7 調査研究

E F Fに関する研究には、マックス＝プランク外国・国際刑法研究所(Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Strafrecht) がモデル・プロジェクトについて実施したものがあ。同研究所のマークス＝マイヤー氏の論文<sup>48</sup>によると、E F Fの利点及び懸念として次のような事項が挙げられている。

### 【利点】

- ① 足首に装着した機器の存在によって、対象者が、自分の置かれている状況を常に認識することができる。
- ② 保護観察官と緊密な接触を保つことができる。
- ③ E F Fの記録により、保護観察官が、対象者が週間計画を遵守していることを確認し、対象者を評価することができる。
- ④ 対象者のニーズに24時間対応することができる。

### 【懸念】

- ① 実施中は保護観察官の裁量が大きく、特に自由時間について裁判官の当初の指示と異なる運用がなされることもあるが、それを管理する体制が整っていない。
- ② 自由時間の制限により、対象者の有用な社会との接触が妨げられる。
- ③ 週間計画の設定方法が、就業時間が不規則な者に適していない。
- ④ E F Fを使用しない刑の執行猶予の場合、裁判官は、開始時及び終了時の処理のみを行えばよいが、E F Fの場合は、その実施中に様々な教育的判断が求められることから、裁判官の負担が大きい。

48 Markus Mayer (2003)

なお、E F Fの再犯防止効果についての既存の研究はないが、現在、ヘッセン州司法省の財政的な支援を受けて、マックス＝プランク外国・国際刑法研究所により研究が進められている<sup>49</sup>。

### 第3 近年の動向

電子機器を用いた位置情報の把握に関する近年の動きとして、バーデン＝ヴュルテンベルク州の状況及びドイツ全体の状況について紹介する。

#### 1 バーデン＝ヴュルテンベルク州の状況

バーデン＝ヴュルテンベルク州においては、2009年8月7日、「自由刑の執行の際の電子的監視に関する法律 (Gesetz über elektronische Aufsicht im Vollzug der Freiheitsstrafe)」が施行され、2010年1月1日、同法の改正法が施行された。同州におけるE F Fは、罰金の不払いによる自由刑の代替措置や、社会復帰の準備のための受刑者の釈放措置等の条件として、所在把握のために用いられることとなっている。実施条件としては、本人が同意していること、定まった住居があること、接続された電話機があること、同居者の同意があること、就労や訓練等の有意義な日常の活動があること、事前に定められた日課・週間計画に従う意欲があること等がある。自由刑の代替措置の場合、E F F実施期間中は、最低週20時間は就労、教育、育児等の活動に従事しなければならず、カウンセリング等の処遇を受けることを求められる場合もある。自由時間も設定されており、E F F実施期間の経過とともに延長される。対象者が実施条件に違反した場合や、対象者自身が中止を望んだ場合、E F Fの実施は打ち切りとなり、刑事施設において残刑が執行される。同法は、2013年8月6日に失効し、見直しが行われることとなっている。

なお、報道によると、E F Fは、パイロットプロジェクトとして、2010年10月1日、まずは6人を対象として開始され、2011年9月末までには75人に対して実施することが予定されている。同プロジェクトにかかる費用は、約15万ユーロ (約1,800万円) (内訳：技術サービス約5万ユーロ (約600万円)、心理的ケア約4万ユーロ (約480万円)、評価研究<sup>50</sup> 6万ユーロ (約720万円))、対象者一人1日当たりの費用は約20ユーロ (約2,400円) である。モニタリング方式は、現在のところRF方式<sup>51</sup>であるが、GPS方式を使用するかどうかは、今後検討が行われる<sup>52</sup>。

#### 2 ドイツ全体の状況

2011年1月1日、「保安監置の新秩序及び関連規定に関する法律 (Gesetz zur Neuordnung des Rechts der Sicherungsverwahrung und zu begleitenden Regelungen)」が施行され、

49 Max-Planck-Institut “Die Implementation der Fußfessel in Hessen” (研究期間：2003年－2010年) による。

50 評価研究は、マックス＝プランク外国・国際刑法研究所が実施する。

51 機器のメーカーは、Elmo Tech Ltd. であり、E F Fの実施に当たっては、警備会社のADT Service-Center GmbH 及び Total Walther GmbHが協力することとなっている。

52 <http://www.baden-wuerttemberg.de/de/Meldungen/237838.html>

行状監督に関する規定において、滞在場所を把握するための電子機器の装着を、本人の同意を得ることなしに裁判所が指示できることとなった。

この改正の背景には、2009年12月17日、欧州人権裁判所が下した判決がある。ドイツは、1998年に、これまで10年であった保安監置の上限を撤廃したが、その際、法律の改正前に保安監置の処分を受けていた者についてもその規定を遡及適用した。このことを不服とした保安監置の対象者の一人が、欧州人権裁判所に提訴したところ、同裁判所が、その訴えを認め、これを欧州人権条約違反とする判決を下したのである。この判決の結果、提訴した者だけでなく、同じく1998年の改正前に保安監置の処分を受け、10年の上限が遡及的に撤廃された他の被収容者の中からも保安監置から解放される者が出てきた<sup>53</sup>。これにより、前記判決がなければ保安監置が継続していた公衆にとって危険な者を社会内で監督する必要性が生じたことから、保安監置終了後の行状監督において、より密度の高い監督ができるよう、今回の改正が行われたのである。

この改正に伴い、ヘッセン州においては、GPS方式を使用したE F Fの導入に向けて検討が開始された。同装置を用いる目的は、対象者の所在を把握することによって再犯の抑止力を高めること及び被害者の保護である<sup>54</sup>。他の州においても、導入に向けた取組が始まっており、電子機器を用いた位置情報確認について実績のあるヘッセン州に対する問合せが相次いでいるとのことである。

## おわりに

2000年からヘッセン州において開始されたE F Fは、主に刑の執行猶予（残刑の執行猶予を含む。）及び勾留状の執行猶予の対象者に対して用いられ、対象者に健全な生活を維持させるための教育的補助手段として、また、正確で信頼性の高い監督手段として定着してきた。再犯等によりE F Fが中止となる者は1割程度であり、実施期間中に限定すれば、再犯を防ぐ上で一定の成果を上げているといえる。ただし、これは、単に電子機器を装着させることのみによって生じた効果ではなく、保護観察官による密度の高い監督が伴っているからこそ実現したものと思われる。ヘッセン州は、電子機器によるモニタリングについて、それ自体は万能ではないとの認識を持っており、問題を抱えた者の社会復帰を効果的に支援するための「手段」として位置付けている<sup>55</sup>。そのため、運用に当たっては、電子機器による外出・帰宅時間の把握だけでなく、保護観察官の頻繁な面接等による生活状況の把握と指導にも重きを置いており、それが対象者の生活の安定につながっているものと考えられる。

ドイツにおいては、近年、位置情報確認制度に係る動きが活発化している。バーデン＝ヴュルテンベルク州においては、2010年から、受刑者の開放処遇等で電子機器が用いられるよ

53 渡辺富久子（2011）

54 ヘッセン州司法省の資料 Electronic Monitoring in Hessen: Past, Present and Future-7th Conference on Electronic Monitoring in Europe による。

55 ヘッセン州司法省の資料Elektronische Fußfessel -Das Modellprojekt in Hessenによる。

うになり、ドイツ全体としても、2011年1月1日に施行された「保安監置の新秩序及び関連規定に関する法律」によって、行状監督の際、滞在場所を確認するために必要な機器の装着を指示できる旨が刑法に明文化され、各州が運用に向けた検討を行っている。特に、後者については、その対象者及び位置確認の方法において、ドイツにおいては新たな展開といえるものである。これまでの対象者は、電子機器を用いれば社会内処遇が可能であると判断された者であったが、この度の法改正によって対応しようとしているのは、欧州人権裁判所の判決がなければ保安監置が継続されていたはずの公衆にとって危険な者であり、ヘッセン州においてこれまで実施していた行状監督の対象者とも質的に異なる者である。また、モニタリング方法については、従来のRF方式ではなく、GPS方式とすることが検討されており、再犯の危険性の高い者を監督するためには、在宅状況を確認するだけでは不十分であるとの考えがうかがえる。新たな対象者、新たなモニタリング方法、そして、導入に伴う裁判官や保護観察官等の負担の増加にどのように対応していくのか、各州の動向が注目される。

最後に、本稿の作成に当たって、資料の御提供をいただいた北海道大学大学院法学研究科小名木明宏教授及び慶應義塾大学大学院法学研究科堀田晶子氏に心から感謝申し上げたい。

#### 引用・参考文献

- Hans Peter Marutschke, 村上淳一, 守矢健一著 (2008) 『ドイツ法入門 [改訂第7版]』有斐閣
- ハンス=ユルゲン・ケルナー著 (小川浩三訳) (2008) 『ドイツにおける刑事訴追と制裁』信山社
- ヘッセン州司法省 (2010) Projekt “Elektronische Fußfessel”
- ヘッセン州司法省 (2010) Elektronische Fußfessel -Das Modellprojekt in Hessen
- ヘッセン州司法省 (2011) Electronic Monitoring in Hesse: Past, Present and Future -7th Conference on Electronic Monitoring in Europe
- Helmut Fünfsinn (2009) Die elektronische Fußfessel in Hessen – Sicherheitsmaßnahme oder pädagogisches Hilfsmittel? In Müller H., et al.(hrsg), *Festschrift für Ulrich Eisenberg zum 70. Geburtstag*.(pp.691-704).Verlag C.H.Beck.
- 法務省大臣官房司法法制部 (平成13年) 『法務資料 第460号 ドイツ刑事訴訟法典』
- 法務省大臣官房司法法制部 (平成19年) 『法務資料 第461号 ドイツ刑法典』
- 法務省 (平成19年) 「社会奉仕活動を義務付ける制度等 (ドイツ連邦共和国) に関する報告」法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会 第7回会議 (平成19年6月22日開催) 資料
- (<http://www.moj.go.jp/content/000003781.pdf>)
- 法務総合研究所 (2008) 『研究部報告38 諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究 –フランス, ドイツ, 英国, 米国–』法務総合研究所

- イエシエック＝ヴァイгент（西原春夫監訳）（1999）『ドイツ刑法総論第5版』成文堂
- 川出敏裕（2008）「電子監視」ジュリスト，No. 1358，116-125頁
- Markus Mayer（2007）Elektronische Fußfessel Chancen und Risiken im Einsatz als Strafvollzugsalternative. *KONTUREN. 6-2007*. (pp.12-17).
- Markus Mayer（2004）Modellprojekt Elektronische Fußfessel -Wissenschaftliche Befunde zur Modellphase des hessischen Projekts. Max-Planck-Institut.
- Markus Mayer（2003）The German Pilot Project: Potentials and Risks.  
In Mayer, M., Haverkamp, R. & Lévy, R. (Eds.). *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?* (pp.169-176) Max-Planck-Institut.
- Schädler, W.（2003）The Hessian Pilot Project on Electronic Monitoring in Frankfurt Germany.  
In Mayer, M., Haverkamp, R. & Lévy, R. (Eds.). *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?* (pp.163-167) Max-Planck-Institut.
- 渡辺富久子（2011）「保安監置規定の改正」，外国の立法，2011. 4，国立国会図書館調査及び立法考査局
- 渡辺富久子（2011）「保安監置」，外国の立法，2011. 9，国立国会図書館調査及び立法考査局

<関連インターネットサイト>

Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Strafrecht:

<http://www.mpicc.de/ww/de/pub/home.cfm>

Polizeiliche Kriminalstatistik:

<http://www.bka.de/pks>

Polizeiliche Kriminalstatistik（ヘッセン州）:

<http://www.polizei.hessen.de/internetzentral/nav/355/35570ee1-825a-f6f8-6373-a91bbcb63046.htm>

Statistisches Bundesamt Deutschland:

<http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/>

Statistik - Hessen:

<http://www.statistik-hessen.de/>